

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸の内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	2
公告	
○平成19年度高知県家畜人工授精等講習会の実施 (畜産振興課)	2
	<7・5 揭示>

## 告 示

### 高知県告示第453号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

次の字の区域及び名称の変更は、平成19年9月1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年7月17日

高知県知事 橋本 大二郎

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
鍋島	中ノ森山	全部	平野	中ノ森山
	金ヶ濱	全部		金ヶ濱
	新畑	全部		新畑
	東山	全部		東山
	磯ノ上山	全部		磯ノ上山

南中ノ森山	全部
駄馬山	全部
上駄馬	全部
大道越	全部
磯ノ上	全部
東釣井	全部
西神山	全部
神山	全部
西駄馬	全部
清水山	全部
ウ子コシ山	全部
溶越	全部
與助作式	全部
茶畑	全部
後口山	全部
大人	全部
茶圃	全部
東横山	全部
夕谷	全部
畝沢	全部
踊場	全部

南中ノ森山	
駄馬山	
上駄馬	
大道越	
磯ノ上	
東釣井	
西神山	
神山	
西駄馬	
清水山	
ウ子コシ山	
溶越	
與助作式	
茶畑	
後口山	
大人	
茶圃	
東横山	
夕谷	
畝沢	
踊場	

横山	全部
耳切山	全部
畔ノ向	全部
クロ	全部
駄馬芝	全部
江見立	全部
耳切レ	全部
馬場	全部
六反地	全部
濱割	全部
飛渡り	全部
新浦山	全部
中谷	全部
平床	全部
蛇ヶ谷	全部
新浦	全部
十五代谷	全部
大駄馬	全部
日和山	全部
兎楽原	全部
笠松	全部
西笠松	全部

横山	
耳切山	
畔ノ向	
クロ	
駄馬芝	
江見立	
煉瓦	
馬場	
六反地	
濱割	
飛渡り	
新浦山	
中谷	
平床	
蛇ヶ谷	
新浦	
十五代谷	
大駄馬	
日和山	
兎楽原	
笠松	

下田	笠松	全部	下田		
	松見駄馬	全部		松見駄馬	
	耳切	全部		耳切	
	東耳切	2666から2671まで、2672の1、2672の2、2673の1、2673の2、2674、2675、2676の1、2676の2、2677から2679まで、2680の1、2680の2、2681の1、2681の2、2682から2685まで、4261の1から4261の3まで			
	西笠松	全部		西笠松	
	南笠松	全部		南笠松	
	坊主鼻	全部		坊主鼻	
鍋島	鍛治カ谷	全部	新鍛治カ谷		
	杉谷	全部	杉谷		
	向ヒ新浦	全部	向ヒ新浦		

備考 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路等である国有地及び市有地の全部を含むものとする。

**高知県告示第454号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成19年7月17日

高知県知事 橋本 大二郎

- 届出の概要
  - 届出者の名称  
四万十市商業協同組合 代表理事 石崎 健吉
  - 届出者の住所  
四万十市右山五月町8番13号
  - 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピアさつき  
四万十市右山五月町8番13号
  - 変更しようとする事項
    - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前9時30分から午後9時まで  
(変更後) 午前9時から午前0時まで
    - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時20分から午後9時20分まで  
(変更後) 午前8時40分から午前0時20分まで
  - 変更年月日  
平成19年7月25日
- 届出年月日  
平成19年6月29日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
四万十市商工観光課
- 意見書に記載すべき事項
  - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 意見の内容

-----  
**公 告**  
-----

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成19年度高知県家畜人工授精等講習会を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。

平成19年7月5日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

- 講習会の種類及び対象となる家畜の種類  
家畜体内受精卵移植に関する講習会  
牛
- 実施期間及び実施場所  
平成19年8月1日（水）から同月24日（金）まで  
高岡郡佐川町中組1247 高知県畜産試験場
- 受講資格

牛についての家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者で、かつ、家畜人工授精師免許の取得後、県内で体内受精卵移植に関する業務に従事しようとする者とする。

- 受講手続  
受講願書に写真をはり付けた履歴書及び牛についての家畜人工授精に関する講習会修業試験合格証明書の写し又は家畜人工授精師免許証の写しを添え、平成19年7月20日（金）までに住所を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。
- 定員  
講習会の定員は、若干名とする。  
なお、受講希望者が多数の場合は、別に選考を行うことがある。
- 費用の負担  
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。
- その他  
不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所に問い合わせること。  
なお、講習会は、畜産試験場の技術者養成を兼ねている。